

福祉保健常任委員会

番 号	令 7 ・ 6 号	受理月日	令和 7 年 5 月 13 日	付託月日	令和 7 年 5 月 19 日
件 名	国に対し、後期高齢者医療保険自己負担「配慮措置」の延期を求める自治体意見書の提出を求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
【陳情の趣旨】 75 歳以上の後期高齢者医療保険について、令和 4 年 10 月 1 日から、自己負担が 1 割・3 割に加え、新たに 2 割が追加されました。その際、1 割負担から 2 割負担に引き上げられた方について、同一の月・同一の医療機関等における外来受診での窓口負担の「増加額」を 3 千円以内とする「配慮措置」が実施されました。この「配慮措置」は令和 7 年 9 月 30 日までの 3 年間とされています。 しかし、物価は高騰し、医療保険料・介護保険料は引き上げられ、高齢者の生活は苦しくなる一方です。「配慮措置」が終了してしまえば、受診を控えるか食事や入浴など生活費を削らざるを得なくなる方も少なくありません。 そのため国に対し、後期高齢者医療保険 2 割引き上げによる窓口負担増加額に対する「配慮措置」の延期を求める自治体意見書を提出してください。 【陳情項目】 1. 国に対し、後期高齢者医療保険 2 割引き上げによる窓口負担増加額に対する配慮措置の延期を求める自治体意見書を提出してください。					